

新旧対照表

電気需給約款 法人低圧 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (法人低圧)</p> <p>2022年 <u>5</u>月 1日実施</p> <p>王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社</p>	<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (法人低圧)</p> <p>202<u>2</u>年 <u>8</u>月 1日実施</p> <p>王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社</p>
<p>別表 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価<u>及び</u>離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価<u>及び</u>離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯 1,A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入</p>	<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価<u>および</u>離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価<u>および</u>離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯 1,A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入</p>

します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価及び離島ユニバーサル調整単価の適用

します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に1. (2) によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適當になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に1. (2) によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適當になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	α	β	γ		
北海道電力 ネットワーク 株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	19 銭 7 厘
東北電力 ネットワーク 株式会社	0.1152	0.2710	0.7386	31,400	22 銭 1 厘
東京電力 パワーグリッド 株式会社	0.197	0.4435	0.2512	44,200	23 銭 2 厘
中部電力 パワーグリッド 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23 銭 3 厘
北陸電力 送配電株式 会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	16 銭 1 厘

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	α	β	γ		
北海道電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.2477</u>	<u>0.0000</u>	<u>1.1152</u>	<u>32,600</u>	<u>24 銭</u>
東北電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.0644</u>	<u>0.1516</u>	<u>1.0739</u>	<u>29,900</u>	<u>25 銭 6 厘</u>
東京電力 パワーグリッド 株式会社	<u>0.1129</u>	<u>0.2542</u>	<u>0.7782</u>	<u>37,100</u>	<u>26 銭 3 厘</u>
中部電力 パワーグリッド 株式会社	<u>0.0157</u>	<u>0.2733</u>	<u>0.8781</u>	<u>38,000</u>	<u>26 銭 3 厘</u>
北陸電力 送配電株式 会社	<u>0.1115</u>	<u>0.0000</u>	<u>1.3158</u>	<u>24,800</u>	<u>22 銭 1 厘</u>

関西電力 送配電株式 会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16 銭 5 厘
中国電力 ネットワーク 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	24 銭 5 厘
四国電力 送配電株式 会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	19 銭 6 厘
九州電力 送配電株式 会社	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

ただし、従量電灯 1、A のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力 送配電 株式会社	2 円 47 銭 5 厘

関西電力 送配電株式 会社	<u>0.0068</u>	<u>0.1698</u>	<u>1.1140</u>	<u>27,400</u>	<u>22 銭 1 厘</u>
中国電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.0891</u>	<u>0.0763</u>	<u>1.1850</u>	<u>26,600</u>	<u>27 銭 2 厘</u>
四国電力 送配電株式 会社	<u>0.1113</u>	<u>0.0286</u>	<u>1.2663</u>	<u>26,900</u>	<u>24 銭 0 厘</u>
九州電力 送配電株式 会社	<u>0.0023</u>	<u>0.0793</u>	<u>1.3216</u>	<u>27,800</u>	<u>19 銭 6 厘</u>

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。
本約款において同様とします。

ただし、従量電灯 1、A のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力 送配電 株式会社	2 円 47 銭 5 厘

中国電力 ネットワーク 株式会社	3円68銭
四国電力 送配電 株式会社	2円15銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

中国電力 ネットワーク 株式会社	3円68銭
四国電力 送配電 株式会社	2円15銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別表：離島ユニバーサルサービス算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格 a	基準単価 β
	α	β	γ		
九州電力 株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	52,500	3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

別表：離島ユニバーサルサービス算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格 x	基準単価
	α	β	γ		
九州電力 株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	52,500	3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

付則

本約款は、2022年5月1日より適用する。

2016年4月1日 制定

2017年8月1日 改定

2017年10月1日改定

2018年6月25日改定

2019年4月1日 改定

2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）

2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）

2020年11月1日改定

2022年5月1日改定

付則

本約款は、2022年8月1日より適用する。

2016年4月1日 制定

2017年8月1日 改定

2017年10月1日改定

2018年6月25日改定

2019年4月1日 改定

2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）

2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）

2020年11月1日改定

2022年5月1日改定

2022年8月1日改定